

## 議員提出議案第 1 号

実効性ある「避難計画」を策定するまで、島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査申請を行わないよう求める決議

島根原子力発電所のUPZ（30km圏）は、島根県、鳥取県の双方にかかり、島根県側では県庁所在地の松江市や人口の多い出雲市、中海を挟んで隣接している境港市・米子市が該当することから避難対象人口は、茨城県の東海第二原発、静岡県の浜岡原発に次いで多い。島根原子力発電所で事故が発生すれば、風向きによっては、境港市は立地自治体である松江市と同様ないしそれ以上の被害を被る恐れがある。

しかし、現在の避難計画では、PAZ（原発から5km圏内の予防的防護措置準備区域）の住民が先に避難し、その後にUPZ（5～30km圏内の緊急的防護措置準備区域）の住民が避難するという、二段階の非現実的な避難計画となっている。

また、「災害時要援護者の避難については、避難に伴うリスクを軽減するため十分な準備が必要であり、避難準備が整うまでは屋内退避を行う」とされているが、現実的に屋内退避では放出される放射性物質からの被ばくを最小限にとどめることは極めて容易ではない。

よって、境港市議会は、住民の安全・安心を確保する観点から、原発事故における放射線による住民の被ばくを避けることができる実効性のある「避難計画」が策定されるまで、中国電力株式会社に対して島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査申請を行わないよう、強く要望する。

以上、決議する。

平成30年6月29日 提出

提 出 者

境港市議会 議員	松本 熙
	岡空 研二
	長尾 達也
	景山 憲

## 議員提出議案第 2 号

### 2025年国際博覧会の誘致に関する決議

2025年に「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする国際博覧会を大阪・関西が一体となって開催することは、新たな産業や観光のイノベーションが期待できるなど、大きな経済効果をもたらすとともに、全世界に向けて圏域の存在感を示す絶好の機会となり、極めて大きな意義がある。

また、このような国際博覧会の開催は、圏域全体のみならず、鳥取県における産業振興や観光文化交流等を促進し、とりわけ県内各地域を訪れる外国人観光客の増加による経済波及効果が大きく期待できる。

よって、境港市議会としても、大阪・関西における国際博覧会の開催を支持するとともに、誘致実現に向けた国内気運の醸成など、必要な取組みを国、地元大阪府・大阪市、経済界とともに積極的に推進していく。

以上、決議する。

平成30年6月29日 提出

提 出 者

境港市議会 議員

米村 一三

荒井 秀行

田口 俊介

濱田 佳尚

議員提出議案第 3 号

セクシュアル・ハラスメントのない社会を実現するための  
意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

平成30年6月29日 提出

提 出 者

境港市議会 議員

安田 共子

長尾 達也

松本 熙

## セクシュアル・ハラスメントのない社会を実現するための意見書

今年4月に発覚した、高級官僚による女性記者に対するセクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」と言う。）問題は、日本社会の課題を明らかにした。

セクハラは本人の意に反する性的な言動でその人の尊厳を傷つけ、生涯消えないトラウマとなる重大な人権侵害である。「すべて国民は、個人として尊重される」（13条）とした日本国憲法にも、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃をめざす女性差別撤廃条約にも、違反するものである。

日本政府は、国連女性差別撤廃委員会など国連の人権機関から、法整備や教育など、性差別やセクハラ・性暴力をなくすための行動を繰り返し勧告されているが、締約国として義務を果たさず、政治的意思を問われ続けている。この姿勢を根本的に変えることなしに、ジェンダーギャップ指数で144カ国中114位まで落ち込んだ日本のジェンダー平等の遅れも克服することはできない。

勇気を持って告発した女性がバッシングを受けたり、多くの女性が泣き寝入りせざるをえない現状を変えるため、セクハラはどのような言い訳も通用しない人権侵害であるとの認識を、学びを通じて社会全体で共有し、その根絶にとりくむことが求められている。

よって、境港市議会は、政府が以下の項目を実行、推進し、セクハラのない社会を実現することを強く要望する。

### 記

1. 閣僚や国会議員、官僚、地方議員、公務・民間の職場、地域、学校などあらゆる場で、セクハラや人権、女性差別撤廃条約や国連からの勧告についての研修を行えるよう、推進すること。
2. セクハラ行為者への厳正な対処や再発防止、被害者の精神的ケア強化を徹底すること。
3. 官公庁に、被害者がいつでも安心して訴え、解決に向かうことができる相談窓

口を設置し、専門的知識を持った専任の担当者を配置する。職場、地域、学校などにも配置できるよう支援すること。

4. セクハラを禁止を明記し、加害者への厳しい罰則、被害者の保護と救済、支援などを盛り込んだ法整備を行うこと。
5. 学校教育において、ジェンダーと人権の視点を重視し、性教育を積極的に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員提出議案第 4 号

あらゆるハラスメントのない社会を実現するための意見書の  
提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

平成30年6月29日 提出

提 出 者

境港市議会 議員

田口 俊介

足田 法行

荒井 秀行

濱田 佳尚

松本 熙

## あらゆるハラスメントのない社会を実現するための意見書

子どもや障がい者など弱者への暴言や暴行、他人のプライバシーの暴露や、立場を利用したセクシャルハラスメントや上司が部下に嫌がらせをするパワーハラスメントなどの人権侵害は身近に発生している。さらに、人権侵害（ハラスメント）を同僚や上司など相談したことによって、被害者が相談相手に責められる、社内などで嫌がらせを受けるセカンドハラスメント（二次被害）の問題もある。

「人権侵犯事件」として対応する体制はあるが、日常生活の場で発生する人権侵害の状況は依然として深刻である。法務省の発表によると、「人権侵犯事件」として全国の法務局が平成28年度に救済手続きを始めた1万9,443件のうち、「障がい者に対する差別待遇」が286件、「インターネット上の人権侵害情報」が1,909件で共に過去最高を記録した。また、「学校におけるいじめ」が6年連続で3,000件を超え、「労働権に関する事件」も3年連続で2,000件を超え高水準で推移している。

弱者を見下すような、また、匿名で発信できるネットを悪用した他人への誹謗中傷が増加していることは憂慮に堪えない。互いの人権を尊重することは社会生活の最も基本的なルールである。取り返しのつかない結果になる前に人権侵害にき然と対処することが必要不可欠である。

「人権侵犯事件」の事実が認められると、被害者への援助、加害者への説示、さらには文書による勧告、最後は刑事告発に至る7種類の救済措置が講じられるが、難しい問題もある。被害者は、いじめなどの事実を相談できない場合が多い。周囲の人が日常の振る舞いの異変からその苦しみを察知し、寄り添うことが大切である。

そのためには、一人一人が人権尊重の精神を涵養し、人権尊重の社会を築く必要がある。

政府は「人権侵犯事件」と戦うために、相談体制の強化と、人権教育の推進などに努めてほしい。本市議会は、以下の項目を実行、推進してあらゆるハラスメントのない社会を実現することを強く要望する。

1. 企業・団体でのさらなる相談体制の強化をすること。
2. 企業・団体は、ハラスメントの温床とならないよう従業員間のコミュニケーションの活性化や研修などの人権教育の推進をすること。
3. 男女雇用機会均等法上の措置義務を果たしていない企業・団体を公表するなど監督・指導をすること。
4. 労働局の相談センターの増設や弁護士との連携などの強化策を講じること。
5. 学校教育において人権教育、性教育のさらなる推進をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。